

「鳥取市立学校の適正規模・適正配置基本方針」及び 「学校のあり方を考える会設立」について

説明資料

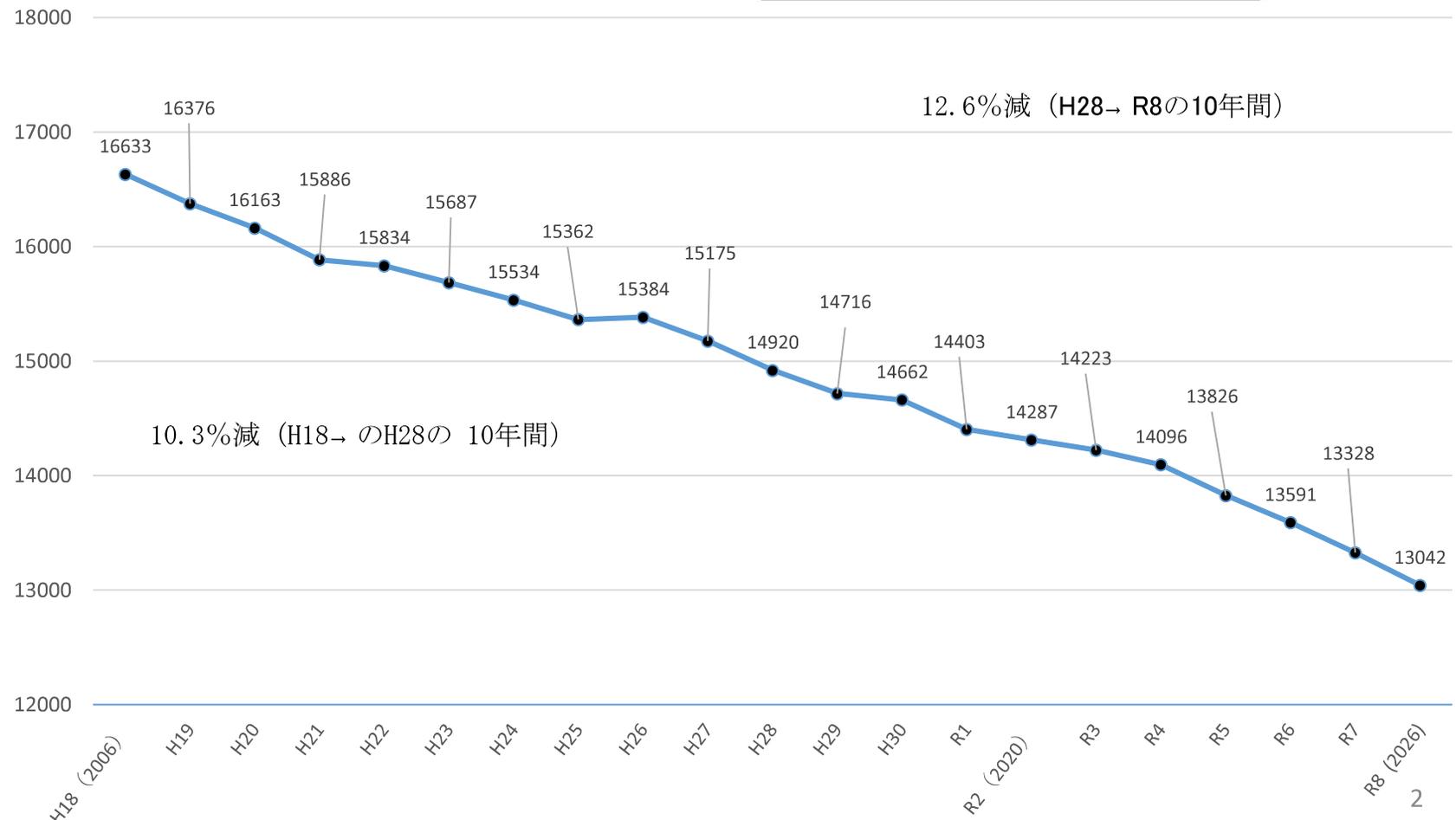


鳥取市教育委員会教育総務課校区審議室

鳥取市の児童生徒数の変化



令和9年までは実数が分かっていません



本案の基本的な考え方



- (1) 未来を担う子どもたちにとって平等で適切な教育環境の実現を最優先とします。
- (2) おおむね20年後の姿を想定し全ての校区で検討組織の立ち上げを促します。
- (3) 今後の学校のあり方については地域での責任ある議論を重視します。

- ・鳥取市全体としての枠組みを決めています。
- ・個々の学校配置については地域の意見を尊重して決定していきます。

本市としての適正規模の基準



鳥取市校区審議会では、法令や国の基準等を参考にして、公立学校の適正規模について以下のような議論を進めました。

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

ただし、1学年の人数が極端に減少する場合は、学校統合の適否について検討する。

20年後には何校必要？

ブロック分けについて

5つのブロックと20年後の学校数の目安



地域ブロックごとの学校数は2040年の児童生徒数の推計をもとに、小学校12学級以上、中学校・義務教育学校9学級以上の規模を有する学校がいくつ必要か算出したものです。人口推計は社会状況の変化により変動するため定期的に見直します。

※学校数の赤字は、その数の学校を設置した場合、適正規模を満たさないことを意味します。

※学校数には義務教育学校の数を含みます。

小学校	【R3】		⇒	【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
河原第一	205	8	⇒	310 ~ 370	12 ~ 18	1 ~ 2 (含義務教育学校)
西郷	26	4				
散岐	62	6				
用瀬	151	7				
佐治	43	4				
計	487	29				

中学校	【R3】		⇒	【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
河原	163	6	⇒	180 ~ 190	6 ~ 9	1 ~ 2 (含義務教育学校)
千代南	80	3				
計	243	9				

合計

730人



強み

- ・ きめ細やかな指導
- ・ 運動場、プール等施設の空間的ゆとり
- ・ 発表の機会、リーダーになる機会
- ・ 地域との心理的距離の近さ
- ・ 特色ある教育活動が行いやすい

学校の努力や地域の創意工夫の範囲を超える場合に備えての話し合いが必要。

課題

①学級の人数が少ないことにより

- ・ 複式学級の設置が余儀なくされる
- ・ 班活動など学習形態の制約
- ・ 集団の中で自己主張したり自己抑制したりする経験を積みにくい

②学級数や児童生徒数が少ないことにより

- ・ クラス替えができない
- ・ クラブ活動、部活動の選択肢が少ない
- ・ 人間関係の固定化
- ・ 男女比の偏りが生じやすい
- ・ 進学時の急激な人数の変化
- ・ 登校班の編成が困難

③先生の配置が少ないことにより

- ・ 経験年数や専門性の上でバランスの取れた職員配置がしにくい
- ・ 複数の教科や学校を掛け持ちする可能性が生まれる

A小学校区



〇〇小学校のあり方考える会を立ち上げます。

B小学校区



既存の組織を活用して話し合いましょう。

C中学校区



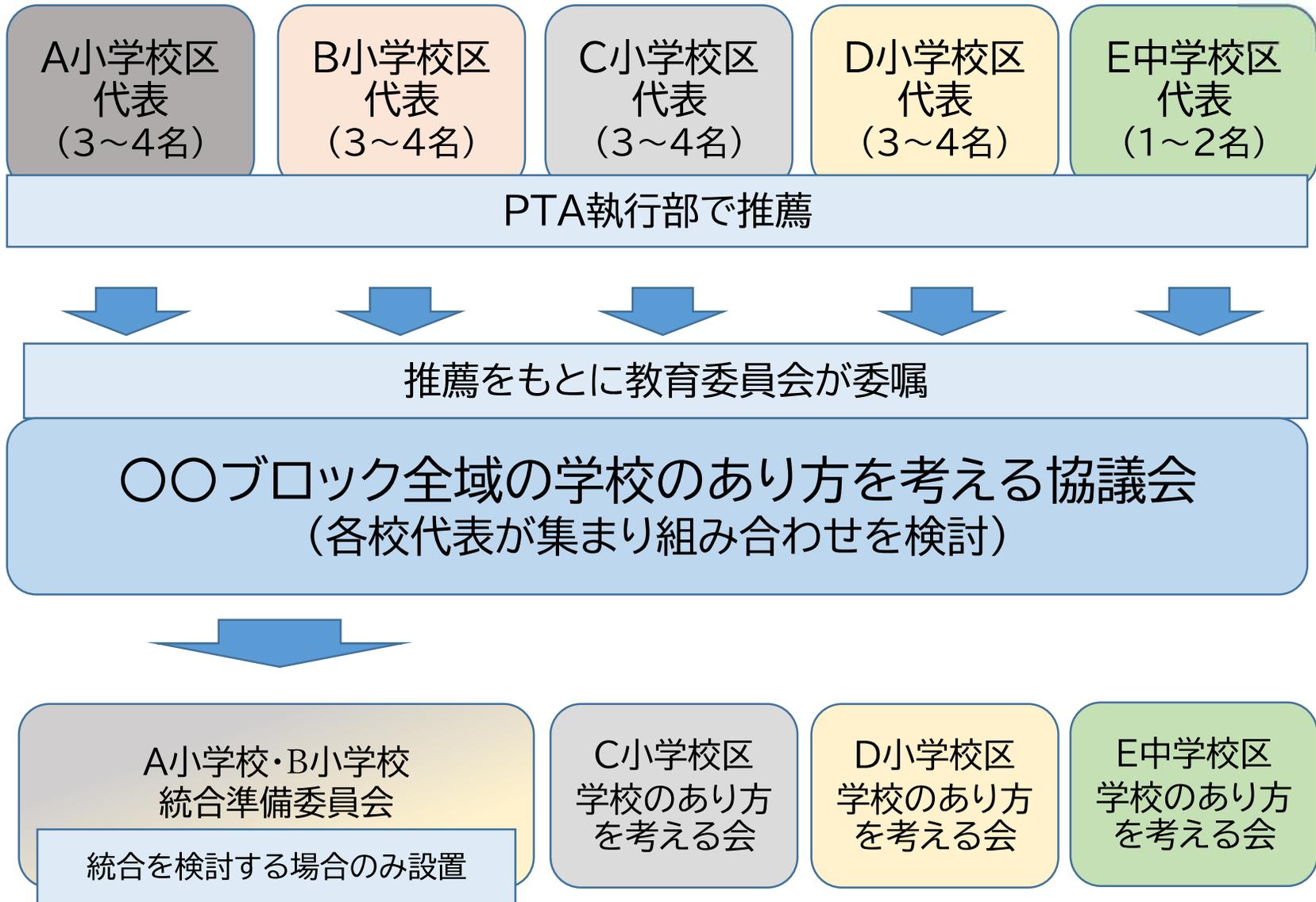
中学校区合同で組織を立ち上げましょう。

組織づくりのお手伝いをします。



教育委員会

これからの子育て世代のためにも、地域によっては早めに組織を立ち上げ方向性を決定する必要があります。



今後の具体的な動き

○校長、自治会長、公民館長等へ説明会の依頼について相談
(PTA執行部)

↓
○教育委員会へ説明会の依頼(地区、校区、中学校区単位いずれも可)
(PTA執行部)

↓
○校区別の検討組織の立ち上げ検討
(PTA、学校、地区)



↓
○検討組織立ち上げ
(PTA、学校、地区)

↓
○検討組織を立ち上げず校区代表のみ選出

↓
○第1回ブロック別協議会開催
(教育委員会)

- ・具体的な統廃合計画ではなく現状把握から
- ・前倒して開催も可

令和3・4年

令和4年以降

南ブロック（河原・用瀬・佐治）

担当課 市民生活部 地域振興課

鳥取市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下 新過疎法）は、過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、目的が旧法の「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直されました。

過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるために立案され、議員立法として成立しました。

※ 公布：令和3年3月31日 施行：令和3年4月1日
令和13年3月3日まで10年間の時限

2 新過疎法の概要

（1）今後の過疎対策を見据えた基準年の見直し

人口減少率（長期）の基準年について、昭和35年から昭和50年に見直し。ただし激変緩和のため、現行過疎地域について、法制定時（令和3年4月）に限り、昭和35年を併用。

（2）市町村の実態を踏まえた平成の合併による合併市町村の特例

- 合併前の市町村の区域を過疎地域に（「一部過疎」）指定できる。
- 「一部過疎」の財政力要件は、平成の合併による市・町・村の構成比の変化等を踏まえ、財政力指数を市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下に設定。

※ 上記（1）（2）により、本市における一部過疎地域として、これまで指定されていた旧用瀬町、旧佐治町、旧青谷町に加え、旧河原町も指定されました。

（3）過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

（4）過疎対策目標の見直し

目標の項目について、社会情勢の変化等を踏まえた見直しが行われ、「人材の確保・育成（関係人口の確保を含む）」、「情報通信技術の活用による地域の情報化」、「住民の日常的な移動のための交通手段の確保」「子育て環境の確保」「再生可能エネルギーの利用推進」等が追加となりました。

(5) 過疎地域持続的発展市町村計画の策定

過疎地域の市町村は、県が定める持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができます。

3 過疎計画策定に係るスケジュール

4月	法施行、市計画（案）策定準備
5月～6月	・ 県過疎方針（案）の策定作業 ・ 市計画（案）の策定作業
7～8月	・ 県へ事前協議（県各部局へ意見照会・回答取りまとめ） ・ 地域振興会議への説明
9月24日	9月議会にて議決。県、国に計画の提出。

過疎計画事業（南ブロック関連）

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(3) 経営近代化施設		
	農業	用瀬町美成地区用水樋門改修工事	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	河原町中央公園法面測量設計業務	市
		道の駅清流茶屋かわはらアーケード設置	市

【用瀬・佐治・青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	中山間地域魅力ある民泊推進事業	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	輝く中山間地域創出事業	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
3 情報化	(1) 電気通信施設等情報化施設		
	有線テレビジョン放送施設	超高速情報通信基盤整備事業	市
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域内情報伝達設備支援事業	市

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道		
	橋りょう	金屋10号線(金屋橋) 橋梁補修 橋長93.01m, 全幅員4.22m	市

		古用瀬家奥5号線(古用瀬橋) 橋梁補修 橋長21.0m, 全幅員5.0m	市
		下古用瀬1号線(三角橋) 橋梁補修 橋長89.0m, 全幅員5.0m	市
		下古用瀬別府線(中河原橋) 橋梁補修 橋長14.0m, 全幅員4.0m	市
		赤波10号線(中橋) 橋梁補修 橋長19.0m, 全幅員5.0m	市
		用瀬3号線(無名橋0059号-2) 橋梁補修 橋長8.0m, 全幅員3.0m	市
		別府11号線(別府橋) 橋梁補修 橋長35.0m, 全幅員4.0m	市
		山口4号線(無名橋0156号-5) 橋梁補修 橋長6.0m, 全幅員4.0m	市
		屋住段1号線(段橋) 橋梁補修 橋長14.0m, 全幅員4.0m	市
		屋住小畑1号線(小畑橋) 橋梁補修 橋長19.0m, 全幅員5.0m	市
		江波1号線(一の谷橋) 橋梁補修 橋長12.0m, 全幅員4.0m	市
		工業団地線(日の出橋) 橋梁補修 橋長51.0m, 全幅員8.0m	市
		用瀬別府線(中橋) 橋梁撤去 橋長88.0m, 全幅員3.0m	市
		用瀬3号線(無名橋0059号-1) 橋梁補修 橋長2.0m, 全幅員2.0m	市
		古用瀬川中線(無名橋0107号-1) 橋梁補修 橋長3.7m, 全幅員5.1m	市
		岡1号線(青滑橋) 橋梁補修 橋長26.85m, 全幅員6.2m	市
	(3) 林道	農山漁村地域整備交付金(フォレスト・コミュニティ総合整備事業)森林基幹道(籠山線)整備事業 道路工L=600m W=4.0m	県

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道			
		道路	南岸線 現道拡幅 L=1572m	市
			津野線 現道拡幅 L=1200m	市
			ハウニン線 法面保護 L=40m	市
	川奥線 落石防護 L=30m、法面工 L=15m		市	

		佐治用瀬線 崩落法面整形 L=30m	市
		中ノ谷線 床板橋整備 L=5.0m	市
		谷川線 法面保護 L=70m	市
	橋りょう	刈地森坪線(刈地橋) 橋梁補修 橋長43.3m, 全幅員6.12m	市
		川奥線(猿渡橋) 橋梁補修 橋長25.5m, 全幅員4.7m	市
		旅行村線(旅行村橋) 橋梁補修 橋長13.0m, 全幅員4.0m	市
		余戸線(第二余戸橋) 橋梁補修 橋長8.0m, 全幅員4.0m	市
		谷川西谷線(谷川橋) 橋梁補修 橋長8.0m, 全幅員3.0m	市
		中村中線(沢橋) 橋梁補修 橋長10.0m, 全幅員5.0m	市
		下加瀬木線(河合谷橋) 橋梁補修 橋長3.0m, 全幅員3.3m	市
		下加瀬木線(河合谷橋) 橋梁補修 橋長3.0m, 全幅員0.8m	市
		佐治中央線(ヒッポウ谷橋) 橋梁補修 橋長4.2m, 全幅員1.5m	市
		佐治中央線(尾続谷橋) 橋梁補修 橋長3.0m, 全幅員8.0m	市
		下大井線(下大井橋) 橋梁補修 橋長38.4m, 全幅員4.8m	市
		小原線(和増谷橋) 橋梁補修 橋長25.0m, 全幅員5.0m	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	高津原線 法面保護 L=80m	市
			渡天神原線 現道拡幅 L=87m	市
			農免農道山上津無線 [○] 補強土壁 L=50m	市
			農免農道山上津無線 [○] かご枠 L=55m	市
	橋りょう	山手釜口線(あゆみ橋) 橋梁補修 橋長15.0m 全幅員3.0m	市	

河原谷一木線(荒岩橋) 橋梁補修 橋長8.00m 全幅員3.0m	市
稲常德吉線(片山橋) 橋梁補修 橋長192.00m 全幅員5.0m	市
小河内新田線(段床橋) 橋梁補修 橋長19.00m 全幅員6.0m	市
河原下長瀬線(岡前橋) 橋梁補修 橋長8.00m 全幅員4.0m	市
役場前大井手線(鮎見自歩道橋) 橋梁補修 橋長26.00m 全幅員3.0m	市
鮎見橋線(鮎見橋) 橋梁補修 橋長31.00m 全幅員5.0m	市
徳吉片山線(新今在家橋) 橋梁補修 橋長194.00m 全幅員2.0m	市
曳田引野線(砂田橋) 橋梁補修 橋長43.00m 全幅員3.0m	市
西山線(西山橋) 橋梁補修 橋長19.00m 全幅員4.0m	市
大月線(大月橋) 橋梁補修 橋長7.00m 全幅員3.0m	市
小畑前田線(前田橋) 橋梁補修 橋長19.00m 全幅員4.0m	市
北村川北線(川北橋) 橋梁補修 橋長36.00m 全幅員4.0m	市
北村落河内線(桜谷橋) 橋梁補修 橋長6.00m 全幅員4.0m	市
小河内本角線(蔭平橋) 橋梁補修 橋長13.00m 全幅員4.0m	市
中井線(中井橋・ア一十橋部) 橋梁補修 橋長28.00m 全幅員4.0m	市
中井線(中井橋・鋼桁橋部) 橋梁補修 橋長24.00m 全幅員4.0m	市
曳田中学校線(曳田中学校前橋) 橋梁補修 橋長3.90m 全幅員3.6m	市
釜口三谷船岡線(無名橋2138B) 橋梁補修 橋長3.50m 全幅員11.0m	市
袋河原神戸線(出晴橋) 橋梁補修 橋長2.00m 全幅員4.0m	市
稲常越路線(稲恒1号橋) 橋梁補修 橋長6.00m 全幅員6.5m	市
六日市村中線(西土居橋) 橋梁補修 橋長2.10m 全幅員3.8m	市
釜口船岡線(志保谷橋) 橋梁補修 橋長4.80m 全幅員3.0m	市
中井山上線(折谷橋) 橋梁補修 橋長2.00m 全幅員4.6m	市

		山上小倉線(神林橋) 橋梁補修 橋長4.30m 全幅員4.7m	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	乗合タクシー運行事業	市

【用瀬・佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道		
	道路	屋住佐治線 落石防護 L=60m	市

【佐治・河原・用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	交通空白地有償運送支援事業	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道		
	その他	道路台帳修正業務	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業		市有償運送事業
		地方バス路線維持対策事業	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車格納庫整備事業	市

【青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	浸水想定区域図作成業務（青谷、河原、福部）	市
-----------	-------------------	-----------------------	---

【用瀬・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設		
	上水道	地域水道整備事業 （用瀬地域） 送配排水管L=5, 100mほか （佐治地域） 送配排水管L=2, 210mほか （青谷地域） 送配水管 L=1, 920mほか	市
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車購入事業（3台）	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	敷地面積：約42,000㎡ 焼却工場棟：1棟	広域
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域防災力強化事業 地域コミュニティ除雪活動支援事業	市 市

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	用瀬地区保健センター空調給湯設備更新事業	市

【用瀬・佐治・青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	買い物福祉サービス支援事業	市

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設		
	診療所	佐治診療所医療機器等導入事業	市

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設・体育施設等		
	その他	鳥取市歴史民俗資料館（用瀬）改修事業	市

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設・体育施設等		
		その他	鳥取市歴史民俗資料館（佐治）改修事業
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと体験活動支援事業	市
		さジアストロパーク望遠鏡点検整備事業	市
		さジアストロパーク企画イベント等事業（ソフト）	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設・体育施設等		
		公民館	散岐地区公民館改修事業
	その他	鳥取市歴史民俗資料館（河原）改修事業	市

【佐治・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体

8 教育の振興	(5) その他	複式学級対策事業	市
---------	---------	----------	---

【用瀬・佐治・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設		
	ア 統合関連施設		
	その他	市立小学校小型除雪機整備	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	遠距離等通学費補助金	市
		小学校・中学校における少人数学級実施事業	県

【用瀬・佐治・青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域振興会議	市